

1 処分を受けた税理士法人

法人名： 税理士法人アルファ会計事務所

法人番号： 7012405002984

登録番号： 第2902号

2 処分の内容

令和5年6月29日から1年7月の業務の全部の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

被処分者は、自社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。